

# 全日本少年硬式野球連盟（ヤングリーグ）

## 東海支部 鈴鹿ヤング団則

改正 平成30年2月10日

### 【第1章 総則】

#### 第1条（名称）

本チームは、全日本少年硬式野球連盟（ヤングリーグ）東海支部  
鈴鹿ヤング（呼称ブルズ）（以下、チームという）と称す。

#### 第2条（目的）

本チームは、スポーツを愛好し、その普及向上を願い、チームの趣旨に賛同し、野球を通じて、将来を担う子供たちの健康増進と健全な育成を図り、社会に必要な礼節を身につけさせ、誠実な努力が目標達成に至るという自信をもたせることを目的とする。

#### 第3条（活動）

本チームは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 硬式野球の技術習得の為の練習と試合等
- (2) 硬式野球の技術向上に関する指導・研究
- (3) 他地域硬式野球団との交歓交流活動
- (4) その他本チームの目的を達成するために必要な活動

#### 第4条（所在地）

本チームの事務局は、代表宅に置く。

### 【第2章 団員・指導者】

#### 第5条（団の構成）

本チームは、中学生（少年会員）とその保護者・役員・指導部及び審判部をもって構成する。

#### 第6条（入団及び資格）

本チームへの入団希望者は、所定用紙に必要事項記入の上、代表宛に提出する。代表は、原則的に入団を承諾し所定欄にサインし、コピーを入団希望者に渡し、原紙を保管する。

尚、入団した少年会員の保護者は、自動的に別途定める保護者会会員となる。

- (1) 団員の募集は、随時行う。
- (2) 入団資格は、原則として練習参加可能な地域に居住する中学1年生以上中学2年生までとする。3年生の場合は、5月末までに登録が完了できる場合のみ入団を認める。また、監督が認め、代表が承認した小学生については、練習生としてこれを認める。
- (3) 入団にあたっては、別途定める団費を同時に納入するものとする。
- (4) 団員及び練習生は、スポーツ障害保険に加入しなければならない。

## 第7条（退団）

本チームからの退団は、次の事項に該当する者とし、退団届を提出しなければならない。

(1)自ら所定の退団届を提出した者

(2)団の調和を著しく乱すような行動を起こし、役員会で退団を認めた者  
尚、徴収済みの団費は返還しない。

## 第8条（団の登録）

本チームは、第6条に定めた入団手続きを経た選手と指導者をまとめ「全日本少年硬式野球連盟（ヤングリーグ）東海支部・鈴鹿ヤング」として登録する。

## 【第3章 組織】

## 第9条（役員）

本チームは、次の役員を置く。尚、役員が指導部コーチと兼務することを妨げない。

代表

副代表

事務局

マネージャー

会計

会計監査

## 第10条（指導部）

本チームは、選手指導のため、次の指導部を置く。尚、指導部は、外部支援スタッフを招請することができ、その役割・任期は監督に一任する。

監督

コーチ

## 第11条（指導部会）

本チーム指導部は、必要に応じ指導部会を随時開くことができる。

## 第12条（解任）

本チームは、指導者にそぐわない行動及び言動が顕著なときは、総会に諮って解任できるものとする。（関連第21条・22条）

## 第13条（審判部）

本チームは、審判の技術の向上及び審判員の育成を図るため、審判部を置く。

審判部部長

審判部員

## 第14条（育成保護者集団）

本チームは、チーム育成保護者集団を置く。（鈴鹿ヤング保護者会）

鈴鹿ヤング保護者会については別途定める。

## 第15条（役員会）

本チームは、会計監査を除く役員、指導部及び保護者会長をもって役員会を構成する。毎年の役員名簿にて正規役員会メンバー、準役員会メンバーを明確にする。また、役員会メンバー以外の者を必要に応じ代表の承認の元、

臨時に参加を許可することがある。

役員会は不定期とし、代表が必要と認めるとき、招集し開催する。

#### 第16条（選出）

役員・指導部・審判部の役職は、指導者・保護者会の互選により選出し、総会において承認を得る。

#### 第17条（任期）

役員・指導部・審判部の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

役員会メンバーに欠員が生じたときは、役員会に諮って補充する。但し、任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第18条（任務）

役員・指導部・審判部の任務は次の通りとする。

- ① 代表は、本チームを代表し、チームを統括する。
- ② 副代表は、チーム代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。
- ③ 事務局は、運営を統括し、且つ運営上の諸事務を担当する。
- ④ マネージャーは、練習・グラウンドの手配、行事などを担当する。
- ⑤ 会計は、本チームの会計出納に関する事務を掌る。また、会計監査は、その内容を監査する。
- ⑥ 指導部は、本チームの選手を対象に野球技術の向上、心身鍛練のための指導及び指導者間の技術的・精神的指導の統一を図る。
- ⑦ 審判部は、本チームの代表として、各大会及び親善・練習試合の審判や支部主催の審判講習への参加と水平展開及び父兄審判員の育成指導と審判担当割り当て等を掌る。

### 【第4章 総会】

#### 第19条（総会）

総会は、役員・指導部・審判部・保護者会会員の出席をもって開催し、過半数の出席で成立する。但し、委任状をもって出席とみなす。尚、議長は、総会時に選出する。

#### 第20条（定期総会）

定期総会は、毎年1回（2月）に開催する。但し、必要に応じ臨時総会を開く事が出来る。

#### 第21条（総会の議題）

総会は、下記事項のうち、該当する事項を議題として討議する。

- (1) 役員・指導部・審判部の選出
- (2) 役員・指導部・審判部の解任
- (3) 事業報告と事業計画の決定
- (4) 会計決算報告と会計予算の決定
- (5) 団則の変更
- (6) その他、団運営に必要な事項

## 第22条(議決)

総会の議決方法は次の通りとする。

① 第21条(1)項(選出)

出席会員の2/3以上の賛成による。

② 第21条(2)項(解任)

全会員の2/3以上の賛成による。

但し監督については、本人の同意がある場合、若しくは、監督を除く

役員会全員の同意及び保護者会会員の2/3以上の同意が得られなければならない。

③ 第21条(3)~(6)項

出席会員の過半数の賛成による。

## 【第5章 運営費】

### 第23条(運営費)

本チームの運営費は、団費及び寄付金その他をもって充てるものとする。

### 第24条(団費)

団員及び練習生は、次の団費を納入する。又、新入団員は、入団(代表が入団を許可した日)の当月から団費を納める。

- ・1人当たり月額 8,000 円とする。但し、一家族同時に2名以上が在籍する場合は、2人目以降は半額とする。
- ・遠征費として、発生した実費に応じた燃料代、高速代などを徴収する。
- ・団費を2ヶ月連続して支払えない事情が生じた場合、速やかに代表に相談する。その後については、代表の指示に従うものとする。
- ・団費は、会計年度内に全額納入するものとする。尚、最終学年(3年)についても、年度末(12月)まで納めるものとする。
- ・団費の収支報告は、会計監査を受け、定期総会で報告する。

### 第25条(会計年度)

本チームの会計年度は1月1日から12月31日とする。

### 第26条(臨時徴収費用)

臨時徴収した費用(宿泊付きの遠征費用など)の収支報告は、当該事業完了の都度、対象者に対して速やかに文書にて報告する。必要に応じて、報告会を開催する。

### 第27条(団費の用途)

団費の主たる用途は次のものとする。

- (1) 各種大会の参加費
- (2) 会場使用料(練習, 試合会場・会議場他)
- (3) 備品の購入(ボール・石灰・環境整備用具・その他)
- (4) 共同用具の購入(ミット・レガース・マスク・その他)
- (5) 諸行事チーム負担金及び参加者負担金
- (6) 通信費, 印刷費

- (7) 弔意金・見舞金
- (8) チーム送迎バス及び軽トラックの維持費
- (9) 指導者用具(手袋・ユニフォーム・ジャンパーその他)
- (10) 配車補助
- (11) その他

#### 第28条(寄付)

有志又は篤志家により特別の寄付行為(寄付金・物品)の有る場合これを拒まない。また、寄付を受けた時点で所有権は本チームに帰属し、その後の財産の所有権や返還などの請求は一切認めない。尚、寄付の内容は定期総会で報告する。

#### 第29条(臨時徴収)

チーム運営に際し、不足金が生じた場合は、役員会に諮ってその内容を検討し徴収額を決定する。但し、保護者会に事前に説明の上徴収するものとする。また、その内容は定期総会で報告する。

#### 第30条(登録費)

本チーム入団に際し、入会金として10,000円徴収する。但し、入会金は選手登録費・スポーツ保険代・障害保険・日刊スポーツ協賛金をまとめて「登録費」として称してこれに充てる。尚、次年度以降は、3月に所定額の登録費を徴収する。

#### 第31条(事故)

本チームは、練習や公式試合及び、それらに参加する為の送迎時における事故があった場合には、応急処置とスポーツ保険からの治療費の支払請求処理を行う。但し、チームとしてそれ以上の責任を負わない。

#### 第32条(備品破損等の費用負担)

本チーム備品の破損等による費用は、原則的にチームで負担する。但し、取扱に関わった側に重大な過失がある場合はこの限りではない。

#### 第33条(団則の改廃)

本団則の改廃は、総会の承認を得なければならない。また、本団則に定めていない事項及び、疑義が生じた場合は総会にて討議決定する。

#### 第34条(弔意金)

指導者・団員及び保護者会会員死亡の時は、香典として10,000円と生花一基を贈る。尚、これに対する返礼は一切行わない。

#### 第35条(見舞金)

指導者・団員及び保護者会会員が病気や怪我等により、1週間以上の入院が生じた場合見舞い金として3,000円を贈る。尚、これに対する返礼は一切行わない。

#### 第36条(会計に関する規定)

- (1) 支払請求時の原則として、会計仕訳書に領収証を添付し必要事項を記入する。但し、領収証が無くレシートを添付する場合は、その旨会計に伝え、確認を得る。

- (2) 仮払い請求が必要な場合は、会計に申し出て支払を受け、後日精算する。  
精算時は、(1)項の原則に従うものとする。
- (3) 立て替え払いしたときは、(1)項の原則に従い、会計に申し出て支払を受ける。

附則 平成19年 3月 4日制定

平成20年 2月16日改正

平成21年 2月 1日改正

平成22年 2月14日改正

・第1条:東海支部を東海西支部に改正

・第30条(登録費):次年度以降の登録費「7500円」を「所定額」に改正

平成23年 2月13日改正

平成24年 2月12日改正

・第9条 役員に「副代表」を追記

・第18条 任務に副代表の任務②項を追記し、以降③~⑦とする。

・第24条 団費に条文2行を追記

・第26条 「臨時徴収会費」を「臨時徴収費用」に改正

・関連条項において、「会費」を「団費」に改正

平成26年 2月16日改正

・第18条 マネージャの業務を「練習・グラウンドの手配、諸行事などの諸事務」と明確化した。

・第24条 遠征費を追加した。

平成28年 2月14日改正

・第1条:東海西支部を東海支部に改正

・第15条:役員会メンバーを毎年の役員名簿に正規役員会メンバー、準役員会メンバーとして明記した。必要に応じ、臨時の出席者が参加できるようにした。

平成30年2月10日改正

・第1章、第8章 チーム名称を鈴鹿ブルズより鈴鹿ヤングに改称する。

(昨今、他リーグとの交流試合など増加によるヤングリーグのチームであることを明確にするため)

# 鈴鹿ヤング細則

## 第1章 団則24条 団費の用途 遠征費に関する規程

### 第1条 対象車両

公式戦・練習試合を問わず、チーム移動に必要な運転を伴う車両  
(選手の移動、スタッフ・指導者の移動、道具類の移動)

### 第2条 徴収基準

- (1) 高速道路通行料金：実費を支払う。  
マイクロバスと同行時はバスと同経路とする。
- (2) ガソリン代補助：ガソリン代補助額は、走行距離・基準燃費  
基準単価により決定する。
  - (ア) 走行距離：マイクロバスと同行時はバスを基準とする。
  - (イ) 基準燃費：10km/L
  - (ウ) 基準単価：時 価
  - (エ) 計算式  
走行距離 km ÷ 10km/L × 基準単価 = 補助額  
(例) 200 ÷ 10 × 145 = 2900 円

### 第3条 徴収方法

前2条で計算された高速道路通行料金、ガソリン代を遠征に参加した選手の人数  
で割り返し、100円未満切捨金額にて徴収を行う。

## 第2章 団則第27条(10)項 配車補助に関する規定

### 第1条 配車補助

配車補助は、チームの要請により公式戦・練習試合を問わず、チーム移動に  
必要な運転を伴う車両提供を行った場合に、高速道路通行料金、ガソリン代、  
弁当が必要な際は、弁当又は弁当相当代金を補助する。

尚、本条は、指導者の支部会・総会等への出席及びチームが派遣する審判講  
習等への出席にも適用する。但し、支部審判部から要請された審判員には適用  
しない。

### 第2条 支給基準

前章、徴収基準に順し、計算を行う。

### 第3条 支払

- (1) 弁当代を除く支出は、「車両代」から支払う。
- (2) 支払請求時には、会計仕訳書に高速道路通行料のレシート、領収証を  
添付し、必要事項を記入の上、会計から支払を受ける。  
受領時には必ず押印、若しくはサインをする。

第4条 その他

- ① 配車補助に関して特別な事情が生じた場合には、役員会に諮り決定する。
- ② 基準単価改定後、改定前に遡って精算しない。
- ③ 改正された内容は、保護者会・総会等で報告する。

附則

平成19年 3月 4日制定

平成20年 2月16日改正

[第2条(2)項全面見直し及び第5条内容を第4条に移行し、第5条抹消]

平成21年 2月 1日改正

[第2条(2)項,基準単価を時価に変更及び「※基準単価は、5円以上の増減  
があった場合、役員会に諮り決定する」を抹消]

平成26年 2月16日改正

[第1章を第2章に変更。第1章に遠征に関する条文を追加。

第2条第2条の支給基準を第1章第2条の徴収基準に順じに変更。]